

概 要

第1節 給付の種類

共済組合の短期給付は、民間会社等における健康保険に相当するもので、組合員とその家族（被扶養者）の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に対して、その経済的、精神的負担を救済する目的で行われる一定の金銭又は現物の給付のことをいいます。

短期給付は、その支給の根拠、支給の事由、支給の内容等に基づいて次のように分類されます。

1 法定給付と附加給付

(1) 法定給付

地方公務員等共済組合法によって給付の内容、条件、給付額等が定められ、各共済組合が共通して行うもので、次の3種類に分けられます。

ア 保健給付

組合員及び被扶養者の公務外の病気、負傷、出産、死亡を給付事由として、医師の診療サービスの提供や給付金の支給を行う給付

イ 休業給付

組合員の公務外の病気、負傷、出産等によって勤務に服することができない場合並びに組合員が社会通念上やむを得ないと認められる事由により欠勤し給料が支給されない場合に、組合員の所得を保障する給付

ウ 災害給付

組合員又は被扶養者の不慮の災害による死亡及び住居、家財の火災浸水等による損害に対して支給される共済制度独自の給付

(2) 附加給付

法定給付を補充する目的で、各共済組合が財政状況を考慮して独自に行う給付で、その具体的な給付の内容、条件、給付額等は各共済組合の定款で定められ、通常「法定給付」に附加して支給されます。

2 現物給付と現金給付

短期給付の給付の内容は、療養そのものを保険医療機関から受ける場合を「現物給付」といい、療養に要した費用を現金で共済組合から受ける場合を「現金給付」といいます。

短期給付一覧表

■→組合員証を使用していれば、自動的に給付されます。

□→各種請求書により請求してください。

☎→手続の前に電話連絡をお願いします。

(令和4年3月1日現在)

給付事由	給付名称	給付内容	給付額	主な必要書類
組合員本人の 病気や負傷 (公務によらないもの)	療養の給付 ■	組合員が公務によらない病気又は負傷をしたとき保険医療機関に組合員証を提示し、診療を受けたとき	保険適用の診療費用のうち7割もしくは8割を共済組合が負担(注1)	
	入院時 食事療養費 ■	組合員が公務によらない病気又は負傷により、保険医療機関等で「療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき	食事療養に要する費用から標準負担額(1食460円)を控除した額	
	療 養 費 □	① 組合員がやむを得ない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき	規定に基づき共済組合で算定し、かつ、実費の範囲内の額のうち7割もしくは8割(注1)	●療養費請求書 ・診療報酬明細書(レセプト) ・領収書(原本) ★治療用装具等 ・装具証明書 ・領収書(原本)(内訳書含む) ★はり師等 ・医師の同意書 ・療養費支給申請書 ・領収書(原本)
		② 保険診療において、医師が治療上必要があると認めるとき ・関節用装具等治療用装具、小児弱視等治療用眼鏡 ・はり師・きゅう師の施術を受けることを同意した場合 ・あんま・マッサージ・指圧師の施術		
	訪問看護 療 養 費 ■	組合員が難病、重度の障害等により居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	指定訪問看護に要した費用のうち7割もしくは8割を共済組合が負担(注1)	
	一部負担金 払 戻 金 ■	療養の給付、療養費、訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の一部負担金の額(保険医療費の3割もしくは2割)が自己負担限度額を超えているとき	療養の給付、療養費、訪問看護療養費の一部負担金の額から自己負担限度額を控除し、100円未満を切捨てた額(高額療養費が支給される場合はその額を除く)	
被扶養者である 家族の病気 や負傷	家族療養費 (現物給付) ■	共済組合の被扶養者が病気や負傷した場合、保険医療機関に組合員証を提示し、診療を受けたとき	保険適用の診療費用のうち7割もしくは8割を共済組合が負担(注1)	
	入院時食事 療 養 費 ■	被扶養者が病気又は負傷により、保険医療機関等で「家族療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき	食事療養に要する費用から標準負担額を控除した金額	
	家族療養費 (現金給付) □	組合員に対する療養費に同じ	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割もしくは8割(注1)	家族療養費請求書その他は療養費に同じ
	家族訪問看護 療 養 費 ■	被扶養者が難病、重度の障害等により居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	指定訪問看護の要した費用のうち7割もしくは8割を共済組合が負担(注1)	
	家族療養費 附 加 金 ■	家族療養費、家族訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の一部負担金の額(保険医療費の3割もしくは2割)が自己負担限度額を超えているとき	家族療養費、家族訪問看護療養費の一部負担金の額から自己負担限度額を控除し、100円未満を切り捨てた額(高額療養費が支給される場合はその額を除く)	
組合員及び被 扶養者の高額 な医療費	療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の一部負担金の額(保険医療費の3割もしくは2割)が高額療養費算定基準額を超えているとき	療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費の一部負担金の額から高額療養費算定基準額を控除した額		

給付事由	給付名称	給付内容	給付額	主な必要書類
移 送	移 送 費 ☒・☐	組合員が療養の給付を受けるため病院等に移送され、組合が必要と認めたとき	健康保険法に規定する「算定の例」により算定した最も経済的な経路・方法により移送された場合の旅費により算定した額	移送費・家族移送費請求書 移送に要した費用の証明書
	家族移送費 ☒・☐	被扶養者が家族療養の給付を受けるため病院等に移送され、組合が必要と認めたとき		
出 産	出 産 費 (同附加金) ☐	組合員が出産したとき 妊娠 85 日以上の出産が対象（死産及び流産も対象になります）	出産費 420,000 円 附加金 50,000 円 (注 2)	出産費請求書 合意文書（写） 領収・明細書（写）
	家族出産費 (同附加金) ☐	被扶養者である家族が出産したとき 内容は組合員と同様	家族出産費 420,000 円 附加金 50,000 円 (注 2)	家族出産費請求書 合意文書（写） 領収・明細書（写）
出産休業	出産手当金 ☐	組合員が出産し、出産前 42 日、出産後 56 日以内において勤務に服することができない場合で、給料の全部又は一部が支給されていないとき（支給期間について定めがあります。）	1 日につき、 標準報酬日額×2/3	出産手当金請求書 給与報酬支給額証明書 出勤簿の写し
傷病休業	傷病手当金 (同附加金) ☐	組合員が公務によらない病気又は負傷の療養により引き続き 4 日勤務不能となったとき。（報酬<給付額になった時点から支給開始） ※年金受給等により、支給額が調整される場合があります。	1 日につき、 標準報酬日額×2/3	傷病手当金請求書、請求期間に係る勤務状況のわかる書類及び給与報酬証明書
休 業	休業手当金 ☐	組合員が社会通念上やむを得ないと認められる事由による欠勤に対して、給料の全部又は一部が支給されないとき（欠勤理由、支給期間について定めがあります。）	1 日につき、 標準報酬日額×50/100	休業手当金請求書 休業証明書 出勤簿（写） 給与報酬支給額証明書 ※その他添付書類有
育児休業 (注 4)	育児休業 手 当 金 ☐	組合員が子を養育するため育児休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき（支給期間について定めがあります。） (注 3)	1 日につき 開始から 180 日間に限り 標準報酬日額×67/100 180 日以後 1 日につき、 標準報酬日額×50/100 ※ただし、給付上限額の定めがあります。	育児休業手当金請求書 実績報告書 1 歳後の支給事由を証明する書類 育児休業手当金（延長給付）請求書 育児休業手当金（期間変）更請求書
介護休暇 (注 4)	介護休業 手 当 金 ☐	組合員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷・疾病等の介護により勤務できず、給料の全部又は一部が支給されないとき（給料の全部又は一部が支給される場合は、支給額が調整されます。）	1 日につき 標準報酬日額×67/100 ※ただし、給付上限額の定めがあります。	介護休業手当金請求書 出勤簿（写） 介護休暇申請簿（写） 給与報酬支給額証明書
死 亡	埋 葬 料 (同附加金) ☐	組合員が公務によらないで死亡したとき	埋葬料 50,000 円 附加金 25,000 円	埋葬料請求書 死体埋・火葬許可書（写） 領収書原本（被扶養者以外の請求）
	家族埋葬料 ☐	被扶養者が死亡したとき	家族埋葬料 50,000 円 附加金 25,000 円	埋葬料請求書 死体埋・火葬許可書（写）
災害死亡	弔 慰 金 ☐	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	標準報酬月額	弔慰金請求書 災害状況報告書 市町村長又は警察の事故証明書
	家族弔慰金 ☐	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	標準報酬月額×70/100	家族弔慰金請求書その他は弔慰金に同じ

給付事由	給付名称	給付内容	給付額	主な必要書類
災害	災害見舞金 ☎・□	非常災害により組合員の住居や家財に損害を受けたとき（損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要ない場合がありますので、事由が発生した場合はすぐに支部に電話連絡してください。）	標準報酬月額×損害の程度に応じ定められた月数	災害見舞金請求書、災害状況報告書 市町村長又は消防署長の「り災証明書」

(注1) 支給割合

ア 70歳未満の組合員および被扶養者の場合（イを除く）

療養に要した費用の70/100相当

イ 義務教育就学前の被扶養者の場合

療養に要した費用の80/100相当

ウ 70歳以上75歳未満の組合員および被扶養者の場合（エを除く）

療養に要した費用の80/100相当

エ 一定以上所得のある70歳以上75歳未満の組合員およびその組合員の70歳以上75歳未満の被扶養者の場合

療養に要した費用の70/100相当

(注2) 在胎週数22週未満の死産又は産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合の出産費・家族出産費は408,000円 ※令和4年1月から適用

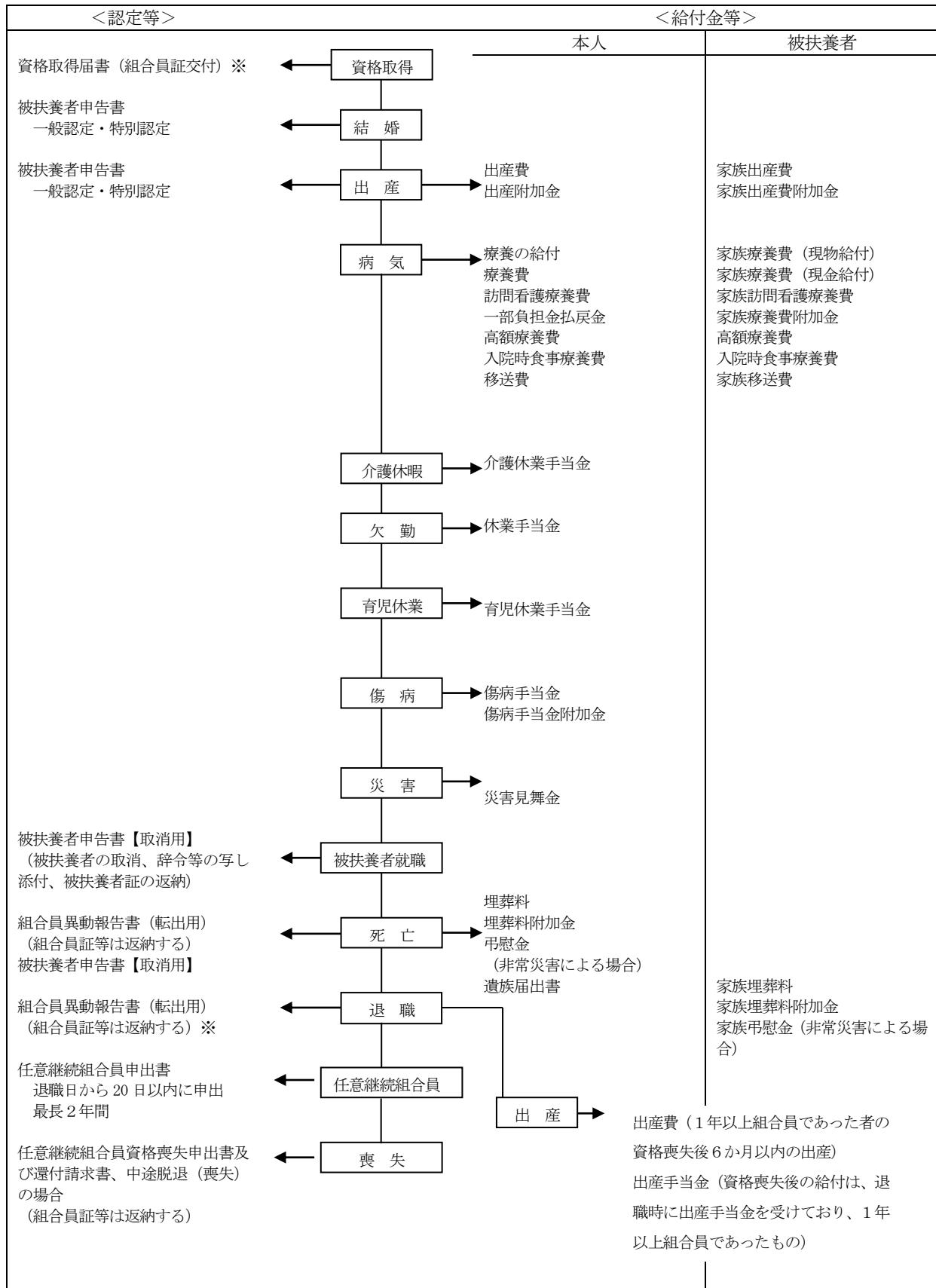
(注3) 原則として育児休業に係る子が1歳に達する日まで支給されますが、その子が1歳に達した日後の期間について、保育所に入所できないなど、育児休業をすることが必要と認められる特別な場合に限り、最長2歳まで延長して支給されます。

(注4) 雇用保険加入組合員は雇用保険法の規定による育児・介護休業給付金を受けることができるため、ハローワークへお問合せください。

船員組合員の給付

法の規定による給付	船員保険法の規定による給付（右欄は根拠条文）	
出産費・出産費附加金	出産育児一時金（408,000円）※令和4年1月から適用	第73条
家族出産費・家族出産費附加金	家族出産育児一時金（408,000円）※令和4年1月から適用	第81条
埋葬料・埋葬料附加金	葬祭料（50,000円） 附加給付：標準報酬月額の2月分－50,000円	第72条
家族埋葬料・家族埋葬料附加金	家族葬祭料（50,000円） 附加給付：標準報酬月額の1.4ヶ月分－50,000円	第80条
傷病手当金・傷病手当金附加金	傷病手当金 職務外の傷病による場合（支給期間3年） 1日につき標準報酬日額×2/3	第69条
出産手当金	出産手当金 1日につき標準報酬日額×2/3	第74条
育児休業手当金	雇用保険法の規定による。	
介護休業手当金	雇用保険法の規定による。	
休業手当金 弔慰金 家族弔慰金 災害見舞金	【注】標準報酬日額＝標準報酬月額×1/30	

資格取得から喪失まで



※退職後、フルタイム再任用職員等、公立学校共済組合の組合員資格が継続する任用で勤務する場合は手続き不要。

第2節 短期給付の請求から支払まで

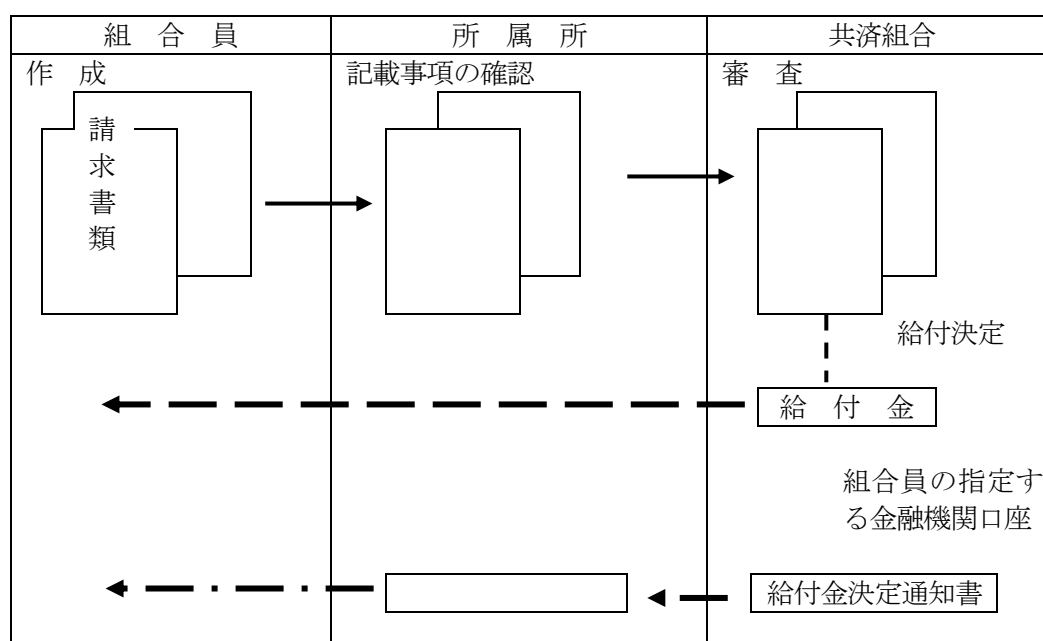
1 請求書の提出が必要な場合

組合員は、給付事由が生じたときは速やかに所定の様式にある請求書類を作成し、所属所に提出してください。

2 支払

原則毎月20日までに共済組合が受理した請求書類について、審査後、翌月の20日（※）に組合員が届け出た金融機関の本人口座へ振り込みます。

（※）20日が土日、祝日の場合は前日。



3 請求書の提出を必要としない場合

療養についての給付で、組合員証を保険医療機関に提示することによって受けられる「現物給付」や「自動給付」（注1）される一部負担金払戻金、家族療養費附加金等がこれに当たります。（「共済事務の手引き（短期給付編） 医療に関する給付」参照）

一部負担金払戻金等の支給日は、最短で保険医療機関で診療を受けた月の3か月後の20日ですが、保険医療機関からの診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の提出が遅れたときや「社会保険診療報酬支払基金神奈川支部」（注2）や共済組合でのレセプトの内容審査に日数を要したとき等は、支給が遅れることがあります。

（注1）組合員証を使用していれば、自動的に支給される給付金

（注2）社会保険診療報酬支払基金神奈川支部とは、レセプトの内容審査をする機関です。

保険医療機関から請求されたレセプトは内容審査を受けてから、共済組合へ送付されます。

4 給付金口座の登録方法

登録できる口座は、組合員本人名義の口座です。

未登録の方は「短期給付金口座振込申出書」に必要事項を記入し、提出してください。登録手続

きをしていない場合、医療費や短期給付金の振込みができません。

- ※ 口座の解約などにより給付金口座を変更する場合は、「短期給付金口座振込申出書」を提出してください。
- ※ 金融機関の統合や支店の統合が行われ、金融機関コードや支店コードが変更されるような場合は、「短期給付金口座振込申出書」を提出してください。
- ※ 婚姻等で姓を変更された場合は、速やかに金融機関の名義変更の手続きをしてください。
なお、新規口座の登録を希望する場合は、「短期給付金口座振込申出書」を提出してください。

5 給付台帳・給付金決定通知書について

- (1) 給付台帳は、所属所控です。組合員対象者・項目ごとに給付金が記載されています。
- (2) 給付金決定通知書は、組合員ごとに作成し、共済組合で封入して所属所へお送りしますので、該当の組合員へお渡してください。
- (3) 組合員が死亡した場合には、医療費・短期給付金とも本人口座への振込みを行いません。
(第3節 3 受給資格者が死亡したとき 参照)

第3節 短期給付に共通する事項

1 時効

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。時効までに請求を行わないと権利は消滅します。

消滅時効の起算日は、給付事由が生じた日の翌日とされていますが、次に掲げる給付については、それぞれ掲げられた日が起算日となります。

- (1) 療養費又は家族療養費（現金給付）
組合員が保険医療機関等に療養の費用を支払った部分について、その支払った日の翌日
- (2) 移送費又は家族移送費
組合員が移送に要した費用を支払った部分について、その支払った日の翌日
- (3) 傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は介護休業手当金
それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日
- (4) 育児休業手当金
勤務に服さなかった日ごとに、その翌日

2 給付額の算定の基準となる給料

平成27年10月1日以後、標準報酬制導入に伴い給付額の算定の基準となる給料は、給付事由の生じた日の属する月の掛金の基準となった標準報酬月額です。

退職後も継続して受ける給付又は退職後に給付事由の生じた給付（出産費等）は、退職した日の属する月の掛金の基準となった標準報酬月額で算定されます。

したがって、月の中途又は末日で退職し、その際特別昇給などがあっても給付額の算定の基準とはなりません。

3 受給資格者が死亡したとき

組合員が支給を受けることができた給付を受けずに死亡した場合、組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらのもの以外の三親等内の親族であって、組合員の死亡当時組合員と生計を共にしていたものに支給します。生計を共にしていたものがない場合は、該当者がいないこととなります。

なお、支払未済金等の請求については、遺族（相続人）届出書と共に戸籍謄本原本を共済組合に提出してください。その他住民票や申立書が必要になる場合もあります。

4 給付の制限を受けるとき

(1) 故意に給付事由を生じさせたとき

給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた場合には、その者に当該病気等に係る給付は行いません。

(2) 重大な過失等により給付事由を生じさせたとき

給付を受けるべき者が、重大な過失又は正当な理由なく療養に関する指示に従わなかったことにより給付事由を生じさせた場合には、その者に当該病気等に係る給付の全部又は一部を行いません。

(3) 診断に応じないもの

共済組合が給付の支給に関し必要があると認め、その支給に係る者に診断を受けるよう求めた場合において、正当な理由なくこれに応じないときは、当該給付はその全部又は一部を行わないことがあります。

5 共済の給付と他の法令との調整

(1) 公務災害との調整

次頁「第4節 公務災害と共済組合」を参照してください。

(2) 第三者加害行為との調整

次頁「第5節 第三者加害行為と給付」を参照してください。

(3) 他の法令との調整

組合員又は被扶養者の医療については、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付が中心となっていますが、この他に国及び地方公共団体が医療費を賄ういわゆる公費負担医療制度があります。

この公費負担医療制度を受ける場合は、重複支給を避けるため、その支給を受ける限度で共済組合の給付は行いません。

都道府県又は市町村条例による公費負担医療制度（医療費の助成）の適用を受けている（居住地の市区町村から医療証が交付されている）場合、又は適用が停止された場合には、共済組合へ届け出（市町村による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書（給付様式第8-1号）及び

添付書類)が必要です。

なお、医療費の助成を受け、共済組合から重複した給付金が支給された場合は、該当の給付金を返納していただきます。

6 掛金等の控除

組合員に掛金の未払がある場合、その者に対する給付金から当該金額を控除することがあります。ただし、埋葬料・家族埋葬料からは控除しません。

7 不正受給者からの費用の徴収

被扶養者についての虚偽の申告、組合員証の不正使用、不正の診断書の行使、添付証明書の改ざん等により共済組合から給付を受けた場合は、その給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収します。

第4節 公務災害と共済組合

組合員が公務上あるいは通勤途上において、死亡、負傷、障害、疾病などの災害を受けたときは、地方公務員災害補償法に基づく補償が地方公務員災害補償基金によって行われるため、その範囲において共済組合の給付は行いません。

このため、公務上又は、通勤途上においての傷病であることが明らかなきには、組合員証を使用して療養を受けることはできません。すでに、組合員証を使用して治療を受けている場合は、速やかに組合員証の使用の中止を医療機関等に伝えてください。

なお、既に給付金が支給されている場合は返還していただくことになります。(弔慰金を除く)

また、その傷病が公務災害、通勤災害に該当しないとされたときには、組合員証を使用して療養を受けることになります。

第5節 第三者加害行為と給付

1 第三者加害行為概要

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって傷病を受けた場合(第三者加害行為)、当該傷病に係る療養の費用は加害者が負担するため、共済組合からの給付はありません。(組合員証等を使用せず、費用の全額を加害者が負担します。)

ただし、組合員に過失があるため療養の費用を負担する場合、加害者が逃走して療養の費用を請求できない場合及び組合員が一旦加害者に代わり療養の費用を立て替える場合には、組合員証が使用できる場合がありますが、公立学校共済組合神奈川支部へ事故等の状況を報告し、手続きの確認を行ってください。

2 損害賠償請求権の代位取得

第三者加害行為に係る療養で組合員証を使用した場合、共済組合が負担した費用は、共済組合か

ら加害者に請求しますので、療養の費用につきましては、加害者等と示談等しないようにしてください。

なお、共済組合から加害者への請求に際して、診療内容等が記載された診療報酬明細書を加害者に提供します。診療報酬明細書には、第三者加害行為に係る療養以外の診療内容が記載されていることがあります。

3 共済組合への届出

第三者加害行為に係る療養で組合員証を使用する場合は、共済組合への届出が必要です。

提出書類は個別にお送りしますので、給付グループにお問い合わせください。

なお、第三者加害行為に係る療養で組合員証を使用して組合員に共済組合からの給付金が支給された場合には、当該給付金は加害者が負担すべき限度において、組合員から共済組合に返還していただきます。

4 通勤・公務災害との調整

通勤途上及び公務上の第三者加害行為の場合には、通勤・公務災害が優先されます。

(地方公務員等共済組合法第 42 条第 2 項 参照)